

別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ 名称変更することを求める意見書の提出を求める陳情

陳情の趣旨

「面会交流」とは、別居・離婚後に子供を養育・監護することが出来ない方の親（以下、別居親）と子供によって行われる、面会および交流のことです。以前は「面会交渉」と称されていましたが、現在は「面会交流」と呼ばれています。

この「面会」という言葉は、日本において主に「時間を限って面会する」のように用いられます。

（例「病院の面会時間」「社長に面会を申し込む」）

この様に「面会」は特別の所にいる人や地位の高い人に会うこと、そうした立場の人が訪ねてきた時に主に使われています。

予約する、許可を得るなどの手続きをとって会う場合が非常に多いです。また、「面会」の二文字は日本において、犯罪者を想起させます。「拘留所での面会」という言葉はテレビドラマでもよく耳にするのではないのでしょうか。別居親も子供も犯罪者ではありません。

親子が会う事に対して、子供の視点や福祉の観点、親の視点や立場から見ても極々自然な事であり、人権上の観点から見ても至極当然なものであると考えます。それは、特別な所に居るわけでもなく、地位の高さもないものです。当たり前なものなのです。

海外の例を見ましても、国連の委員会による子どもの権利条約が批准（日本は1994年4月に批准）された後では、「面会」を意味する access という言葉は、「交流すること」contact という言葉に置き換えられています。子供が健全に発育するためには、別居・離婚後も両親の協力が不可欠であり、国連の子どもの権利委員会は、用語を「養育権」や「面会権」から、「共に暮らすこと」、「交流を保つこと」に変更するよう提唱しております。parenting time（親子時間）などとも表現されております。

以上の観点から見ても現状の「面会交流」という表現は、親子の交流を表現するに不適切であると考えます。

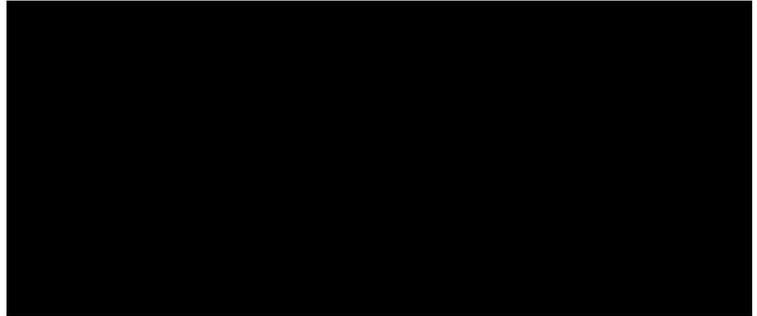
子供も理解できるように、国に「親子交流」への名称変更を行うように意見書を提出して頂くようお願い申し上げます。

陳情項目

1. 国に「親子交流への名称変更を求める意見書の提出」を求めます。
国（法務省）に対し、地方自治法第99条に基づき「別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ名称変更を求める」意見書を提出してください。

令和2年5月22日

横須賀市議会議長
板橋 衛 様



学校教育における新型コロナウイルス感染症対策充実に向けた 財政支援の拡充に関する陳情

陳情の趣旨 2]

2020年2月28日の臨時休業要請や新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、休業等における子どもたちの学習機会の保障や心のケアなどの子どもたちへの支援や再開に向けた学校教育のあり方について、目まぐるしく状況が変化する中、すべての学校で教職員が一丸となって対応をすすめてきました。

再開後の学校は、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について（通知）」等に示されている通り、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、子ども一人ひとりに今まで以上に寄り添うきめ細かな指導を行う必要があります。しかし、現在の学校体制では充分に対応することは困難です。

すでに「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」等により、未指導分の補習等のための学習指導員の配置や「GIGAスクール構想」施策の前倒しがすすめられています。

学校での感染拡大を防止し、学びの質を保障するためには少人数指導の導入等が必要であり、そのための大胆な教員の加配措置が必要です。また、感染防止対策などの追加的業務に対応するための人的配置の拡充も欠かせません。そして、感染防止対策に関わるマスク・消毒液や指導上必要な備品等の購入がさらに増えることが想定されます。

「GIGAスクール構想」も端末配置といった導入予算だけでなく、機材のメンテナンス、教材開発にかかわる人的配置等、運用上必要とされる予算確保も同時にすすめられることが、効果的な活用には不可欠です。

前例がない緊急事態の中で、学校が子どもたちや保護者の不安に向き合うとともに、「社会総がかり」で子どもたちのゆたかな学びの支援を継続して行う必要があります。

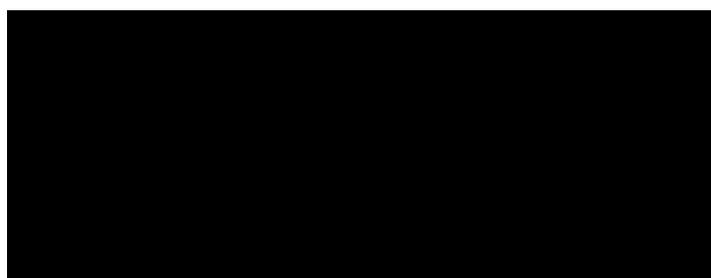
つきましては、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情致します。

陳情項目

1. 子どものいのちと心のケアを含む心身の健康保持及びゆたかな学びの保障に向け、きめ細かな支援や配慮のための人的配置を拡充すること。
2. いかなる状況の中でも学びの継続を保障するため、必要な環境整備を国の財源ですみやかに行うこと。

2020年5月27日

横須賀市議会議長
板橋 衛 様



陳情第4号 第一線医療の医療崩壊を防ぐため医療機関への支援策を充実し
迅速に対応することについて
第一線の医療提供体制堅持を求める陳情



陳情の趣旨

医療現場では感染への不安から患者の受診控えが発生し、医業収入の大幅減という厳しい状況が生まれています。その一方で開業医のもとには発熱症状等があっても PCR 検査に至らない患者、また明確な兆候がみられない「無症候感染者」が日々来院し、その前提での診療体制が求められています。感染拡大前よりも一層の感染症対策の強化が求められ、医療スタッフの負担も増しています。

とりわけ歯科は、「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」（4月6日付厚労省医政局発出）を機に事実上診療縮小が余儀なくされています。また休診せずとも患者の受診控えが特に顕著に出ており、経営悪化が深刻です。

患者・住民の健康を守るため、流行期及びアフターコロナ下の第一線の医療提供体制の存続が求められます。つきましては医療機関に対する支援を強めていただきたく、下記の項目を要請します。

請願（陳情）項目

1. 地域住民のセーフティネットである第一線医療の医療崩壊を起こさないよう、医療機関への支援策を充実し迅速に対応してください。
2. 具体的には、国の緊急経済対策として計上された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」、募金等の活用で下記支援策の創設を検討いただきたい。
 - ◆ 休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度
 - ◆ 発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用助成制度
 - ◆ 実質、個人事業主と変わらない一人医療法人への横須賀市の経済変動対策資金以外の融資制度利用の際の信用保証料の助成制度

令和2年5月27日

横須賀市議会議長
板橋 衛 様

